

伊勢市総合事業のサービスコード解説（R4年10月現在）

伊勢市介護予防・日常生活支援総合事業のサービスコードは回数制と月額制が混在しております。

利用回数により回数制、又は月額制になりますが、その際、加算等のサービスコードも変わる場合があります。

伊勢市介護保険課が示した「総合事業のサービス提供に伴う報酬請求及び各種加算コード選択時の注意点について」をもとに、サービスコードの変更なども含めて解説します。伊勢市社会福祉協議会が解釈したものであることをご了解の上、ご活用ください。

①伊勢市介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの基本構造

伊勢市介護予防・日常生活支援総合事業のサービスコードは、基本となるサービス（「訪問介護相当」や「通所介護相当の入浴有り」）等のサービスコードと、それに付随する加算等のサービスコードで構成されています。

例えば、「親」となるサービス（基本サービス）に「子」となるサービス（加算）がついている形です。

例えば、要支援1の方が、「通所介護相当の入浴有り」を利用しており、加算が「口腔機能向上加算Ⅰ」「サービス提供体制加算Ⅱ」「処遇改善加算Ⅰ」で、その月の利用回数が4回までの場合は、必要となるサービスコードは、以下のようになります。

種別	サービスコード	算定単位	サービス名称
基本サービス	A61113	回数	通所型サービス1回数
加算	A65004	月額	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ
加算	A66107	月額	通所型サービス提供体制加算Ⅱ 1
加算	A66100	月額	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ

この例では、「通所型サービス1回数」が「親」で、それ以外は「子」です。

また、それぞれの「親」、つまり基本となるサービスは、1ヶ月の利用回数によって、「回数制」と「月額制」が変わるため、サービスコードも「回数制」と「月額制」によって違います。

上記の例が、月の利用が5回になると、次のように赤字の部分のみ変わります。

種別	サービスコード	算定単位	サービス名称
基本サービス	A61111	月額	通所型サービス1
加算	A65004	月額	通所型サービス口腔機能向上加算Ⅰ
加算	A66107	月額	通所型サービス提供体制加算Ⅱ 1
加算	A66100	月額	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ

この場合、「回数制」から「月額制」に変更になったのは「親」である基本サービスのみです。

もともと、「子」の加算は「月額制」だったので、サービスコードは変わりませんでした。

「中山間地域等特別提供加算」のように、「回数制」と「月額制」でサービスコードが変更になる加算の場合は、加算のサービスコードも変わりますので注意してください。

さらに、通所型サービスの定員超過減算、人員欠如減算については、基本サービスのサービスコードが変更される形になります。

通常のサービス

種別	サービスコード	算定単位	サービス名称
基本サービス	A61113	回数	通所型サービス1回数

定員超過

種別	サービスコード	算定単位	サービス名称
基本サービス	A68003	回数	通所型サービス1回数・定超

※通所介護相当の「同一建物減算」と訪問型サービスの減算については、加算と同様に基本サービスに追加して減算します。

②加算等のサービスコードとパターン

伊勢市介護予防・日常生活支援総合事業の加算等のサービスコードは、基本サービスの内容によって、「パターン」と呼ばれるグループに分けられています。パターンは以下の通りです。

訪問型

基本サービスの内容	パターン
訪問介護相当サービス	パターン1
くらし応援サービスの1回30分未満の訪問	パターン2
くらし応援サービスの1回30分以上60分未満の訪問(ただし、月9回まで)	パターン3
月10回のくらし応援サービスの1回30分以上60分未満の訪問	パターン4

※くらし応援の30分以上60分未満は、月9回までと月10回でパターンが変わりますので注意が必要です。

通所型

基本サービスの内容	パターン
通所介護相当サービスの入浴有り	パターン1
通所介護相当サービスの入浴無し	パターン2
生きがいデイサービスの入浴有り	パターン3
生きがいデイサービスの入浴無し	パターン4

非常に複雑なのですが、「子」である加算等は、「親」の基本サービスのパターンごとに変わる場合があります。(必ず変わるのではなく、変わる場合と変わらない場合があります)

例えば、訪問型サービスの「初回加算」は、パターン別に4種類のサービスコードがありますので「親」のパターンが変わると「初回加算」もそれに合わせて変わります。

しかし、「処遇改善加算」のように、パターンが違って同一のサービスコードを使用する加算は、「親」のパターンが変わっても加算のサービスコードは変わらないので注意が必要です。

「親」である基本サービスのパターンが変わった時のサービスコードの変更については、「④」「⑥」で詳しく説明します。

③訪問型サービス(訪問介護相当サービス、くらし応援サービス)の基本サービス

訪問型サービスの基本サービスは、月の利用回数によって、以下の表の通り変更になります。

「回数制」のサービスが規定の回数になると、の先の「月額制」のサービスに変わります。

	回数制				月額制		
	サービスコード	サービス名称	回数		月額になる回数	月額コード	月額サービス名称
訪問介護相当	A22411	訪問型サービスⅣ	月 4 回まで		月 5 回	A21111	訪問型サービスⅠ
	A22511	訪問型サービスⅤ	月 8 回まで		月 9～10 回	A21211	訪問型サービスⅡ
	A22621	訪問型サービスⅥ	月 12 回まで		月 13～15 回	A21321	訪問型サービスⅢ
三〇分 くらし応援	A22521	訪問型サービスⅤ/2	月 8 回まで		月 9 回	A21121	訪問型サービスⅠ/2
					月 10 回	A21221	訪問型サービスⅡ/2
一時間 くらし応援	A22531	訪問型サービスⅤ/3	月 8 回まで		月 9 回	A21231	訪問型サービスⅡ/3
					月 10 回	A21241	訪問型サービスⅡ/4

④訪問型サービス(訪問介護相当サービス、くらし応援サービス)の加算

訪問型サービスは、「初回加算」のみ、パターンによって変わります。

サービス種類	パターン	サービスコード	サービス名称	サービス内容
訪問介護相当	1	A24001	訪問型サービス初回加算	訪問介護相当サービス
くらし応援	2	A24011	訪問型サービス初回加算/2	30分未満の場合
くらし応援	3	A24021	訪問型サービス初回加算/3	30分以上 60分未満で月 9 回まで
くらし応援	4	A24031	訪問型サービス初回加算/4	30分以上 60分未満で月 10 回

「②加算等のサービスコードとパターン」でも書いてありますが、くらし応援の30分以上60分未満は、月9回までと月10回でパターンが変わりますので注意が必要です。

初回加算以外の加算については、サービスコードは共通ですので、変更はありません。

⑤通所型サービス(通所介護相当サービス・生きがいデイサービス)の基本サービス

通所型サービスは、サービスの種類、入浴の有無、利用回数によってサービスコードが変更となります。詳しくは、下図をご確認ください。(※減算はサービスコード早見表でご確認ください。)

	回数制					月額制			
	入浴	パターン	回数サービスコード	サービス名称	回数	月額になる回数	パターン	月額サービスコード	月額サービス名称
週1回程度 通所相当	有	1	A61113	通所型サービス1回数	月4回まで	月5回	1	A61111	通所型サービス1
	無	2	A61213	通所型サービス/21回数	月4回まで				
週2回程度 通所相当	有	1	A61123	通所型サービス2回数	月8回まで	月9~10回	1	A61121	通所型サービス2
	無	2	A61223	通所型サービス/22回数	月8回まで				
週1回程度 生きがいデイ	有	3	A61313	通所型サービス/31回数	月4回まで	月5回	3	A61311	通所型サービス/31
	無	4	A61413	通所型サービス/41回数	月4回まで				
週2回程度 生きがいデイ	有	3	A61323	通所型サービス/32回数	月8回まで	月9~10回	3	A61321	通所型サービス/32
	無	4	A61423	通所型サービス/42回数	月8回まで				

「回数制」のサービスが規定の回数になると、➡の先の「月額制」のサービスに変わります。

ただし、「回数制」の表で色でグループ分けしてあるサービスコード(サービス種類と1週間の回数が同じで、入浴の有無だけが違うサービス)は、回数を合計して計算します。

例:通所介護相当サービスで週1回程度の利用で「入浴有り」が3回、「入浴無し」が2回の計5回

通所型サービス1回数(入浴有り)×3回

+

通所型サービス/21回数(入浴無し)×2回



通所型サービス1(入浴有り)×1ヶ月

通所介護相当サービスの場合、回数制の場合には「入浴有り」と「入浴無し」でサービスコードが違いますが、月額になった時には、「入浴の有無」は関係なく同じコードになります。

そのため、通所介護相当サービスの「月額制」は、実際の「入浴の有無」は関係なく、パターン上は「入浴有り」として扱われています。

生きがいデーサービスの場合は、「月額制」でも、「入浴有り」と「入浴無し」のサービスコードが違うので、もう少し複雑になります。

「入浴有り」と「入浴無し」が混在しない場合には、下記の例の様に、通常の「月額制」のサービスに変わります。

例:生きがいデイサービス週1回程度の利用で、「入浴無し」が5回

通所型サービス/41 回数(入浴無し)×5 回 **➡** **通所型サービス/41(入浴無し)×1ヶ月**

※前項の表では、「月額制」の色がない部分です。

しかし、「入浴有り」と「入浴無し」が混在していると、月額制のサービスコードは「入浴有り(パターン3)」のコードとなります。

例:生きがいデイサービス週1回程度の利用で「入浴有り」が3回、「入浴無し」が2回の計5回

通所型サービス/31 回数(入浴有り)×3 回
+ **➡** **通所型サービス/31(入浴有り)×1ヶ月**

通所型サービス/41 回数(入浴無し)×2 回

※前項の表では、「月額制」の色分けがしてある部分です。

⑥通所型サービス(通所介護相当サービス・生きがいデイサービス)の加算

通所型サービスのうち、生きがいデイサービスについては、使える加算は「中山間地域等提供加算」と「処遇改善加算」のみです。この二つの加算は、パターンによるサービスコードの変更はありません。(※令和3年9月30日までの上乗せ分については、⑧にて記述します。)

ただし、「中山間地域等提供加算」には、「月額制」と「回数制」の2種類がありますので、その点には注意が必要です。

通所介護相当サービスの加算等の場合、たくさんの加算があり、「親」の基本サービスのパターン(「入浴有り・パターン1」と「入浴無し・パターン2」)によってサービスコードが変わるものと、変わらないものの2種類があります。パターンによって2種類サービスコードがある加算等は、「親」の基本サービスに合わせて、「子」の加算のサービスコードが変わります。

ただし、月額に加算等の場合、「入浴有り・パターン1」と「入浴無し・パターン2」の両方の基本サービスを使った時には、加算等のサービスコードは、「入浴有り・パターン1」のみになります。

例:「入浴有り」2回と「入浴無し」2回の計4回の場合のサービス

種別	算定単位	入浴	サービス名称	回数
基本サービス	回数	有り	通所型サービス1回数	2回
基本サービス	回数	無し	通所型サービス/21回数	2回
加算	月額		通所型サービス提供体制加算Ⅱ1	1ヶ月
加算	月額		通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	1ヶ月

どの加算等が「入浴有り・パターン1」と「入浴無し・パターン2」の2種類があるタイプで、パターンによる変更が無いタイプかは、次ページの一覧表をご確認ください。

通所介護相当サービス(パターン1・パターン2) 加算等一覧表

パターン1(通所介護相当サービス・入浴有り)		パターン2(通所介護相当サービス・入浴無し)	
サービスコード	サービス名	サービスコード	サービス名
A68110	通所型サービス中山間地域等提供加算	A68110	通所型サービス中山間地域等提供加算
A68112	通所型サービス中山間地域等加算回数	A68112	通所型サービス中山間地域等加算回数
A66109	通所型サービス若年性認知症受入加算	A66129	通所型サービス若年性認知症受入加算/2
A66105	通所型サービス同一建物減算 1	A66125	通所型サービス同一建物減算/21
A66106	通所型サービス同一建物減算 2	A66126	通所型サービス同一建物減算/22
A65010	通所型生活向上グループ活動加算	A65020	通所型生活向上グループ活動加算/2
A65002	通所型サービス運動器機能向上加算	A65012	通所型サービス運動器機能向上加算/2
A66116	通所型サービス栄養アセスメント加算	A66120	通所型サービス栄養アセスメント加算/2
A65003	通所型サービス栄養改善加算	A65013	通所型サービス栄養改善加算/2
A65004	通所型サービス口腔機能向上加算 I	A65014	通所型サービス口腔機能向上加算 I /2
A65011	通所型サービス口腔機能向上加算 II	A65021	通所型サービス口腔機能向上加算 II /2
A65006	通所型複数サービス実施加算 I 1	A65016	通所型複数サービス実施加算 I /21
A65007	通所型複数サービス実施加算 I 2	A65017	通所型複数サービス実施加算 I /22
A65008	通所型複数サービス実施加算 I 3	A65018	通所型複数サービス実施加算 I /23
A65009	通所型複数サービス実施加算 II	A65019	通所型複数サービス実施加算 II /2
A65005	通所型サービス事業所評価加算	A65015	通所型サービス事業所評価加算/2
A66011	通所型サービス提供体制加算 I 1	A66021	通所型サービス提供体制加算 I /21
A66012	通所型サービス提供体制加算 I 2	A66022	通所型サービス提供体制加算 I /22
A66107	通所型サービス提供体制加算 II 1	A66127	通所型サービス提供体制加算 II /21
A66108	通所型サービス提供体制加算 II 2	A66128	通所型サービス提供体制加算 II /22
A66103	通所型サービス提供体制加算 III 1	A66123	通所型サービス提供体制加算 III /21
A66104	通所型サービス提供体制加算 III 2	A66124	通所型サービス提供体制加算 III /22
A64001	通所型サービス生活機能向上連携加算 I	A64011	通所型サービス生活機能向上連携加算 I /2
A64002	通所型サービス生活機能向上連携加算 II 1	A64012	通所型サービス生活機能向上連携加算 II /21
A64003	通所型サービス生活機能向上連携加算 II 2	A64013	通所型サービス生活機能向上連携加算 II /22
A66200	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算 I	A66210	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算 I /2
A66201	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算 II	A66211	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算 II /2
A66311	通所型サービス科学的介護推進体制加算	A66321	通所型サービス科学的介護推進体制加算/2
A66100	通所型サービス処遇改善加算 I	A66100	通所型サービス処遇改善加算 I
A66110	通所型サービス処遇改善加算 II	A66110	通所型サービス処遇改善加算 II
A66111	通所型サービス処遇改善加算 III	A66111	通所型サービス処遇改善加算 III
A66118	通所型サービス特定処遇改善加算 I	A66118	通所型サービス特定処遇改善加算 I
A66119	通所型サービス特定処遇改善加算 II	A66119	通所型サービス特定処遇改善加算 II
A66114	通所型サービスベースアップ等支援加算	A66114	通所型サービスベースアップ等支援加算









※パターン1でもパターン2でも、サービスコードが変わらない加算には、色が付けてあります。

※同一建物減算については基本サービスが「月額制」の場合と、週1回程度で4回の場合、週2回程度で8回の場合に、「月額」で減算します。

①通所介護相当サービスの選択的サービス複数実施加算

通所介護相当サービスの選択的サービス複数実施加算は、「運動器機能向上サービス」「栄養改善サービス」「口腔機能向上サービス」のうち、二つ以上を実施した場合に算定することができる加算になります。

以下の組み合わせを利用した場合、 の先のサービスコードに置き換わります。

個別サービス組み合わせ			複数サービス	
サービスコード	サービス名称		サービスコード	サービス名称
A65002	通所型サービス運動器機能向上加算		A65006	通所型複数サービス実施加算 I 1
A65003	通所型サービス栄養改善加算			
A65002	通所型サービス運動器機能向上加算		A65007	通所型複数サービス実施加算 I 2
A65004	通所型サービス口腔機能向上加算 I			
A65002	通所型サービス運動器機能向上加算		A65007	通所型複数サービス実施加算 I 2
A65011	通所型サービス口腔機能向上加算 II			
A65003	通所型サービス栄養改善加算		A65008	通所型複数サービス実施加算 I 3
A65004	通所型サービス口腔機能向上加算 I			
A65003	通所型サービス栄養改善加算		A65008	通所型複数サービス実施加算 I 3
A65011	通所型サービス口腔機能向上加算 II			
A65002	通所型サービス運動器機能向上加算		A65009	通所型複数サービス実施加算 II
A65003	通所型サービス栄養改善加算			
A65004	通所型サービス口腔機能向上加算 I			
A65002	通所型サービス運動器機能向上加算		A65009	通所型複数サービス実施加算 II
A65003	通所型サービス栄養改善加算			
A65011	通所型サービス口腔機能向上加算 II			

※入浴無については上記の表では省略しています。詳しくはサービスコード早見表でご確認ください。

なお、選択的サービス複数実施加算は、選択的サービスを週1回以上、かつ、いずれかの選択的サービスを1月に2回以上行うことが算定条件であるため、以下のような場合には、算定できず、個別のサービスとなります。

- (1) 利用者が通所を休む等により、週1回以上実施できなかった場合。
- (2) 利用者が通所を休む等により、いずれの選択的サービスも月に1回しか実施できなかった場合。
- (3) 利用日が隔週で、利用回数が月2回の利用者に対し、利用日ごとに選択的サービスを実施し、かつ、同一日以内に複数の選択的サービスを実施した場合。
- (4) 月の第3週目から通所サービスを利用することとなった新規の利用者に対し、第3週目と第4週目に選択的サービスを実施し、そのうち1回は、同一日以内に複数の選択的サービスを実施した場合。

(※「介護保険最新情報 Vol267 問 130」参照)

また、他のサービスの場合と同様に、入浴有と入浴無が混在した場合には、入浴有のサービスコードで請求します。(単位数は入浴有でも入浴無でも同じです)

制作：伊勢市社会福祉協議会 (R4 年 10 月)